

勤務時間条例に関する説明資料

(令和 7 年第 5 回仙北市議会定例会)

総 務 部 総 務 課

仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応する人事院規則等の改正に伴い、一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

- (1) 任命権者は、仙北市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 28 号）第 23 条の措置を講ずるにあたっては、同条の規定による申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認その他の措置を講じなければならないこととする。（改正後の第 19 条の 2 関係）
※職員またはその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、出産や育児に伴う休暇制度（配偶者出産休暇や育児休業制度等）について、内容の周知及び請求等の意向確認をしなければならない。
- (2) 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認その他の措置を講じなければならないこととする。（改正後の第 19 条の 2 関係）
※育児期両立支援制度：育児休業や育児部分休業、育児短時間勤務や時間外労働の制限など、仕事と育児を両立できるよう支援する制度。
- (3) 任命権者は、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。（改正後の第 19 条の 2 関係）
- (4) 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、介護両立支援制度等の周知、面談その他の措置を講じなければならないこととする。（改正後の第 19 条の 3 関係）
※介護両立支援制度：介護休暇や介護時間、時間外勤務の制限など、介護を必要とする家族を抱える職員が、仕事と介護を両立できるよう支援する制度。
- (5) 任命権者は、職員が 40 歳に達した日の属する年度に達したときに、当該職員に対して介護両立支援制度等を知らせなければならないこととする。（改正後の第 19 条の 3 関係）
- (6) 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならないこととする。（改正後の第 19 条の 4 関係）
- (7) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、2（2）については公布の日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を講ずることとする。

※経過措置の内容

・任命権者は、この条例の施行日前においても3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の周知及び制度利用についての意向確認を行う措置を講じることができる。この場合においてその講じられた措置は、施行日以後は改正後の仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定により講じられたものとみなす。